子ども・子育て新システム検討会議作業グループ 基本制度ワーキングチーム(第16回)

____資料2

平成23年11月24日

子ども・子育て包括交付金 (仮称)について(案)

平成23年11月24日 第16回 基本制度ワーキングチーム資料

【子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ(抜粋)】

子ども・子育て包括交付金(仮称)等

国から市町村に対し、市町村新システム事業計画(仮称)に盛り込まれた給付・事業の実施に必要な費用を包括的に交付するものとして、子ども・子育て包括交付金(仮称)を検討する。子ども・子育て包括交付金(仮称)の検討にあたっての留意事項は次のとおりである。

交付金の対象となる給付・事業の範囲については、新システムの給付・事業の制度設計に加え、既存の財政措置との関係などを踏まえて今後検討する。

交付金の対象となる給付・事業に区分を設けることの是非については、当該給付・事業の性質(義務的経費・ 裁量的経費)等や市町村の自由度を高める制度改正の趣旨も踏まえ今後検討する。

子ども・子育て包括交付金(仮称)と地域自主戦略交付金との関係について、今後検討する。

市町村は、子ども・子育て包括交付金(仮称)と地方の財源を合わせ、地域の実情に応じ、給付・事業を行うことを検討する。

市町村での交付金の経理は、交付金は子ども・子育てのために使われるものであるため、一般会計での対応を基本とする。あわせて、子ども・子育てに使われたことが確認できる仕組みを今後検討する。

国、地方及び事業主の負担のあり方、既存の財政措置との関係など費用負担のあり方、子ども・子育て包括 交付金(仮称)については、今後、更に検討する。

国における会計については、費用負担の検討に応じ、区分経理の必要性について、今後検討する。その際、 子ども・子育て会議(仮称)によるチェックなど、関係当事者の参画による運営の透明性の確保を前提とする。

子ども・子育て包括交付金(仮称)について(案)

(基本的な考え方)

子ども・子育て新システム、子ども・子育て包括交付金(仮称)の対象範囲

- · 子ども·子育て新システムは、実施主体を市町村とし、事業ごとに所管や制度、財源が 様々に分かれている現在の子ども·子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制 度·財源·給付について、包括的·一元的な制度を構築することを基本。
- · また、子ども·子育て新システムの対象となる給付·事業をなるべ〈広〈対象とすること を基本。現行の財源措置との関係等を踏まえ、別途検討。

事業主負担の扱い、子どものための現金給付の扱いは別途検討(資料1及び7ページ参照)。

財源保障のあり方

・ 個人給付(現金給付、こども園給付(仮称)等)

: 現在は<u>太宗を占める現金給付・私立保育所運営費</u>は国庫負担金として 財源を保障。こども園給付(仮称)・地域型保育給付(仮称)を新設。

→ 義務的経費(国庫負担金)になじみやすい

・ 市町村事業: 現在は予算の範囲内で、法律補助、予算補助(国庫補助金)

→ 裁量的経費(国庫補助金)になじみやすい

子ども・子育て包括交付金(仮称)の区分

区分の方法については、次の3つのイメージが考えられる。

【イメージ1】

(基本的な考え方)

現金給付、こども園給付(仮称)・地域型保育給付(仮称)、市町村事業を、区分せずに交付。 現金給付、こども園給付(仮称)、地域型保育給付(仮称)、市町村事業に係る費用につき、国・地方・事業主で費用負担(費用負担は、一本で設定(給付・事業に関する区分なし))

(具体的なイメージ)

	費用負担
子どものための現金給付	・公費は、国・地方で負担
こども園給付(仮称)・地域型保育給付(仮称)	給付·事業全体についての国·地方·事業主の現行の負担を勘案し、設定。
市町村事業	

事業主負担の扱い、現金給付の扱いは別途検討が必要。

(メリット)

・できる限り「包括的に交付」するという子ども・子育て包括交付金(仮称)の趣旨に合致。

(課題)

- ・一つの交付金の中で、財源保障の度合いが異なる交付金を交付することが実務的には困難。
- ・現金給付と現物給付の費用負担割合を一律にできるかどうか。

現金給付は24年度予算編成過程で決定

【イメージ2】

(基本的な考え方)

現金給付・現物給付を区分せず、個人給付と市町村事業を、区分して交付。 個人給付の負担割合は、一本で設定。

(具体的なイメージ)

	費用負担
子どものための現金給付	・公費は、国・地方で負担
こども園給付(仮称)・地域型保育給付(仮称)	個人給付の負担割合は一本で設定 現在の保育所運営費は国:地方 = 1:1
市町村事業	・公費は、国・地方で負担
	現在の次世代育成支援交付金(ソフト交付金)は、国:地方 = 1:1 現在の児童育成事業は、事業主:地方 = 1:2

事業主負担の扱い、現金給付の扱いは別途検討が必要。

(メリット)

- ・個人給付の部分の区分について、財源保障が可能。
- ・市町村事業について、個人給付部分の変動にかかわらず、適切な事業規模を確保できる。

(課題)

- ・現金給付と現物給付は別々に財源保障する必要があるのではないか。
- ·現金給付と現物給付の費用負担割合を一律にできるかどうか。 現金給付は、24年予算編成過程で決定
- ・市町村事業の制度設計について、機能強化(量的拡充、質改善)の要請、現在の事業水準との関係、 自由度の確保の要請をどう考えるか。

【イメージ3】

(基本的な考え方)

現金給付・現物給付は区分した上で、個人給付と市町村事業を、区分して交付。

(具体的なイメージ)

	費用負担
子どものための現金給付	・公費は、国・地方で負担
こども園給付(仮称)・地域型保育給付(仮称)	・公費は、国・地方で負担
	現在の保育所運営費は、国:地方 = 1:1
市町村事業	・公費は、国・地方で負担
	現在の次世代育成支援交付金(ソフト交付金)は、国:地方 = 1:1 現在の児童育成事業は、事業主:地方 = 1:2

事業主負担の扱い、現金給付の扱いは別途検討が必要。

(メリット)

- ・個人給付の区分については、財源保障が可能。
- ·給付·事業の法律上の位置づけに応じた財源保障。

(課題)

·市町村事業の制度設計について、機能強化(量的拡充、質改善)の要請、現在の事業水準との関係、自由度の確保の要請をどう考えるか。

(参考) 10月18日基本制度WTにおける提出意見の抜粋

<尾崎委員(全国知事会)>

子どものための現金給付(現:子ども手当)は、全国一律で支給されるものであり、地方に裁量の余地がなく、地方が自由度を持って地域の実情に応じた給付等を設計するという新システムの考え方にふさわしくないことから、「子ども・子育て包括交付金(仮称)」から除外すること。

<倉田委員(全国市長会)>

子どもに対する給付は、全国一律で支給されるものであり、市町村の裁量の余地がありません。他の給付・事業と一体的に財源措置することにより、他の給付・事業のための財源を圧迫することになる恐れがあることから、子ども・子育て包括交付金の対象から除外すべきであると考えます。

< 渡辺委員(全国町村会) >

子どものための現金給付(現:子ども手当)は、全国一律で支給されるものであり、町村の裁量の余地がないことから、子ども・子育て包括交付金(仮称)の対象から外し、別途国の責任において給付すること。